

構造計算適合性判定の委任について

岐阜県では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、以下のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の一部を行わせることとしました。

一般財団法人日本建築センター

住所	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	本部 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 大阪事務所 大阪府大阪市中心区本町一丁目4番8号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年6月1日

一般財団法人日本建築総合試験所

住所	大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	大阪事務所 大阪府大阪市中心区内本町2丁目4番7号 東京事務所 東京都港区西新橋一丁目5番8号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年6月1日

株式会社東京建築検査機構

住所	東京都中央区日本橋富沢町10番16号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋富沢町10番16号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年9月4日

株式会社建築構造センター

住所	東京都新宿区新宿1丁目8番1号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	本社 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 群馬事務所 群馬県高崎市八島町262番地 埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番3号 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号 長野事務所 長野県長野市南県町1082番地 愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪事務所 大阪府大阪市中心区本町3丁目4番15号 山陰事務所 島根県松江市中原町6番地 岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 香川事務所 香川県高松市亀井町2番1号 愛媛事務所 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 福岡事務所 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目7番22号 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年9月15日

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

住所	東京都新宿区百人町二丁目16番15号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事	新宿本店 構造判定室 東京都新宿区百人町二丁目16番15号

務所の所在地	構造判定室 横浜事務所 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年9月25日

一般財団法人ベターリビング

住所	東京都千代田区富士見二丁目7番2号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	本部 東京都千代田区富士見二丁目7番2号 名古屋事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 大阪事務所 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年10月16日

日本建築検査協会株式会社

住所	東京都中央区日本橋三丁目13番11号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋二丁目12番6号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年10月23日

一般財団法人住宅金融普及協会

住所	東京都文京区関口一丁目24番2号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	東京都文京区関口一丁目24番2号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年10月30日

ビューローベリタスジャパン株式会社

住所	神奈川県横浜市中区山下町22番地
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	東京御茶ノ水事務所 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番 横浜事務所 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成27年11月17日

株式会社確認サービス

住所	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
業務区域	岐阜県の全域
業務を行う事務所の所在地	本社 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
業務範囲	※1
業務の開始日	平成28年1月22日

※1 業務範囲

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

1. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
2. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物
3. 適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
4. 法第20条第1項第2号イ及び第3号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
5. 高さが31mを超える建築物
6. 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
7. 構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm²以上のコンクリートを使用する建築物
8. 政令第80条の2の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
 - ・昭和58年建設省告示第1320号（プレストレストコンクリート造）
 - ・平成12年建設省告示第2009号（免震建築物）

- 平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（薄板軽量形鋼造）
 - 平成 14 年国土交通省告示第 410 号（アルミニウム合金造）
 - 平成 14 年国土交通省告示第 463 号（システムトラス）
 - 平成 14 年国土交通省告示第 464 号（コンクリート充填鋼管造）
 - 平成 14 年国土交通省告示第 666 号（膜構造）
 - 平成 15 年国土交通省告示第 463 号（鉄筋コンクリート組積造）
9. 政令第 39 条第 3 項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 4 項第 2 号（特定天井）の構造方法を用いた建築物
10. その他知事が必要と認める建築物